社労士 ふ く し ま 月間情報 No.181

2012.8 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　副会長　菅野　隆
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・研修会の予定　・年金・労働総合相談所
P2～3　・年金確保支援法　・　第９回 SRP 認証制度
連合会情報　・労働政策フォーラム
・JAA 主催　調停人（ﾒﾃﾞｨｴｰﾀｰ）養成講座
・毎月勤労統計調査に対する協力依頼
・連合会 HP 会員専用ページ情報
P4　支部・関係機関だより　・白河　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
P4～5　事務局だより
P6～8　理事会報告

1. 高等学校における「高校生支援セミナー」講師の募集について

（P9～10）

申込締切　8 月 31 日(金)必着

県　会　情　報

1．　研修会の予定

8月20日（月） ホテル福島 グリーンパレス 瑞光の東の間	第1回 研修会	13：00～ 17：00	「国民年金後納保険料制度について」 講師：東北福島年金事務所　担当者
			「高年齢者雇用安定法改正案の概要について」 講師：福島労働局職業安定部職業対策課　担当者
			「派遣法、高年法、労契法等、労働法改正の法的留意点と実務のポイント」 講師：弁護士　江畠　健彦　氏

2．　年金・労働総合相談所について

≪これまでの相談件数≫

【次回相談員】8/22
飯田弘子/山田正男

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(6 月)	3 件	3 件	3 件	3 件
7/25(水)	2 件	2 件	1 件	1 件
今年度実績	5 件	5 件	4 件	4 件
総計	H15.6～24.7　127 件		19.7～24.7　80 件	

連合会情報

１．　年金確保支援法（後納制度）の施行について

国民年金保険料の納付漏れによる無年金者、低年金者を救済するため、未納の保険料を遡って納められる期間を、３年間に限り、これまでの２年間から１０年間に延長することとした年金確保支援法(「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」)の後納制度が１０月１日から施行されることを受け、日本年金機構は、同制度がより多くの対象となる方に利用されるよう、各種の周知活動を行うこととしております。

具体的には、対象者への個別勧奨として、過去１０年間に国民年金保険料の未納期間及び国民年金未加入期間を１月以上有する者約１，７００万人に対し、日本年金機構からリーフレット等による通知が行われます。この間、年金受給者等からの相談、手続の依頼等が増加することが予想されるため、会員の皆様には積極的にご対応いただきますようお願いいたします。

（1）日本年金機構が行なう主な周知活動

◆ねんきんネットの活用（後納期間の確認、追納見込額の試算）

◆ホームページによる広報（後納制度の概要や一般向けＱ＆Ａの掲載、国民年金後納保険料納付申込書（用紙）の掲載）

◆政府広報及び市（区）町村の広報誌等を活用した周知

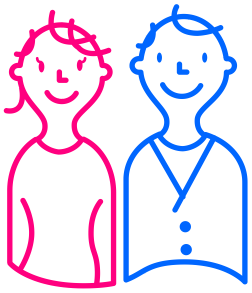

（2）日本年金機構から対象者に送付する通知の同封物

◇ 国民年金保険料納付期間延長のお知らせ

◇ 制度周知用リーフレット

◇ 国民年金後納保険料納付申込書

（3）保険料後納の申請手続

後納保険料の納付の承認を受けようとする者は、「国民年金後納保険料納付申込書」に、国民年金手帳を添えて日本年金機構に提出することとされています。

（4）後納保険料額

後納保険料額については、後納保険料を納付することができる月の属する年度の国民年金保険料額に、一定の率を乗じて得た額を加えて得た額となります。

後納対象年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
当時の保険料額	13,300	13,300	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410	14,660
加算額（加算率）	1,640（0.123）	1,420（0.107）	1,210（0.091）	980（0.072）	750（0.054）	540（0.038）	350（0.024）	180（0.012）
後納保険料額（平成24年度予定）	14,940	14,720	14,510	14,560	14,610	14,640	14,760	14,840

５．その他

年金確保支援法の概要について、研修講座を連合会ホームページ「社労士研修システム」で開講しております。

詳細については、連合会ＨＰもしくは日本年金機構ＨＰをご覧ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/2012/0802-2.html

２．　社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRP 認証制度)第 9 回認証の実施

認証のメリット
・顧問先等に対して、個人情報を適切に取扱っていることをアピールできます（名刺、封筒、ホームページ等に記載）。
・連合会ホームページ上にＳＲＰ認証事務所の旨を公表いたします。

申込期間：平成 24 年 7 月 17 日（火）～平成 24 年 9 月 30 日（日）
認証手数料：14,000 円
※お申込方法等詳しくは、月刊社会保険労務士、連合会ホームページをご覧ください。http://www.shakaihokenroumushi.jp/

３．　労働政策研究・研修機構が開催する「労働政策フォーラム」について

労働政策研究・研修機構（JILPT）では、平成 24 年 9 月 19 日（水）に労働政策フォーラム「介護職の安定的な採用・確保に向けて」を開催します。詳細につきましては、労働政策研究・研修機構ＨＰをご覧ください。

http://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20120919/info/index.htm

４．　日本仲裁人協会(JAA)が開催する「2012 調停人(ﾒﾃﾞｨｴｰﾀｰ)養成講座」について

調停、あっせんなど、和解の仲介を進める技法を体系的に学びたい方を対象に、 日本仲裁人協会（ＪＡＡ）が「2012 年調停人（メディエーター）養成講座」を 開催します。 詳細につきましては、 日本仲裁人協会（ＪＡＡ）ＨＰをご覧ください。

http://arbitrators.jp/

５．　毎月勤労統計調査(平成 24 年特別調査及び第二種事業所に対する調査)への調査協力依頼について（P11～12）

別紙のとおり厚生労働省より調査協力依頼がありました。ついては、会員事務所及び関与先事業所が調査の対象に指定されました際にはご協力方よろしくお願いいたします。

６．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 「国民年金市町村事務処理基準」の一部改正について
- 「厚生年金基金の解散等における被保険者記録照会について」の改正について
- 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」の施行等について
- 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 13 号に規定する第 4 種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の告示について

＜トレンドボックス＞

✧ 個人のお客様に対する年金相談等における代理人の取扱い

抜粋「年金相談マニュアル来訪編　新旧対照表」（Ｐ13～18）

※詳細はホームページでご確認ください。

支部

1．白河支部研修会

1.日　　時　　9月5日（水）13：15～17：00

2.場　　所　　白河労働基準監督署　1Ｆ会議室

3.研修内容　・高年齢・障害者雇用に関わる各種助成金について

高齢・障害者雇用支援センター　担当者

・雇用保険適用及び各種助成金について

白河公共職業安定所摘要係長及び雇用指導官

・最近の労働紛争及び労災適用の状況　精神疾患、パワハラなど

水野白河労働基準監督署長

・その他

4.申　　込　白河支部事務局　FAX　0248－31－1398

※他支部会員の参加も可能

関係機関だより

1.　最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

2．社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※住民基本台帳法の一部改正に伴う職務上請求書の様式の改訂について

月間情報７月号でもお知らせしましたが、７月９日より住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行となり、外国人住民にも住民基本台帳法が適用され、外国人住民の住民票が作成されることとなりました。これに伴い、社労士が使用する「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式が変更になります。

つきましては、現行の職務上請求書（以下「旧様式」という。）をお持ちの会員の方は、下記要領に従い10月31日（水）までに新様式と交換いただきますようお願いいたします。

1．旧様式の回収について

旧様式をお持ちの会員の方は、未使用部分のみ、県会事務局までご郵送またはご持参下さい。旧様式ご返却後、新様式に無料で交換させていただきます。

※「使用済み控え」の部分については、各自で保管ください。

2．旧様式の使用について

旧様式については、交換期間中に限り使用することができます。11月１日以降は一切使用できなくなりますので、必ず交換期間中に交換いただきますようお願いいたします。

※ 労働条件審査・診断マニュアル　ＨＰ公開について

平成23年度労働条件審査・診断の業務に関し、福島県社会福祉協議会との契約により実施した結果とその後の検討に基づき若干の修正を加え、この度労働条件審査・診断の報告書・マニュアルについて県会ＨＰ会員サイトに公開しておりますので、ご覧ください。

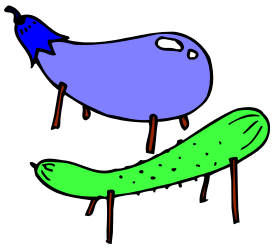

※ 社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習のお知らせ

社会保険労務士事務所等で労働社会保険法令事務に15年以上従事した従事者は、試験科目免除指定講習を受講することによって、試験科目の一部を免除されます。

社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習の受講案内を希望される方は、事務局までご連絡ください。（受講申込期間8月1日(水)～31日(金)）

※お盆休みのお知らせ

県会事務局は、8 月 13 日(月)～16 日（木）はお盆休みのため休ませていただきます。

※ 県会HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

7 月 1 日～31 日総アクセス数　801(内訳：新規 439 リピーター 362)

会務報告及び予定

7月　27日　北海道・東北地域協議会事務局代表者会議（岩手県・紅葉荘）
　　28日　街角の年金相談センター研修（事務局）
8月　 4日　年金相談員養成研修　集合研修（事務局）
　　10日　第10回東日本大震災災害対策特別委員会、
　　第１回常任理事会（事務局）
　　20日　第１回研修会（ホテル福島グリーンパレス）
　　22日　第112回年金・労働総合相談所（事務局）
　　23日　労働条件審査実施者研修（コラッセふくしま）
　　24日　福島県社会福祉協議会セミナー
　　25日　年金相談員3期生・4期生自主研修（事務局）
　　30日　日本政策金融公庫セミナー（会津若松商工会議所）
9月　 6日　退職セミナー（コラッセふくしま）
　　 7日　経営改善・労務管理セミナー
　　26日　第113回年金・労働総合相談所（事務局）

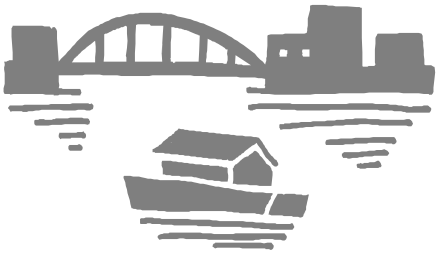

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	8/1 付 入会 開業	ｺｸﾌﾞﾝ ｶｽﾞｼｹﾞ 国分　和繁	国分社会保険労務士事務所 福島市野田町 2-8-5 TEL024-502-3250 FAX 024-502-3250
	いわき	8/1 付 入会 開業	ｱｷﾓﾄ　ﾋﾛｼ 秋本　浩志	秋本社会保険労務士事務所 いわき市泉町 2-8-1 ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽﾔﾏﾓﾄ 2-D 号 TEL0246-75-1315 FAX 0246-75-1316
【変更】	郡山	P13	ﾀｷﾊﾗ ﾀﾀﾞﾂｸﾞ 瀧原　忠次	法人の社員→個人の開業 社会保険労務士事務所ＴＳＣ TEL 024-905-1536 FAX 024-907-5019
		P15	星　隆雄	事務所所在地・電話番号・ＦＡＸ 会津若松市門田町大字飯寺字村東 1095-13 TEL 0242-23-8820 FAX 0242-23-8821
【廃止】	郡山	P25	社会保険労務士法人 経済福祉ｾﾝﾀｰ	名称変更・従たる事務所の廃止 社会保険労務士法人ＴＳＣ 5/31 付従たる事務所の廃止

第1回　理　事　会　報　告

日　時　平成24年7月13日（金）13：00～16：40
場　所　県会事務局（福島市）
出席者　17名　鈴木会長、金子・菅野・冨田・宍戸副会長、草野・武田常任理事、
　　佐藤・菱沼・久井・大原・齋藤・星・箱崎・中目・蓬田・長倉理事
欠席者　1名　馬場理事

報告事項

・ 街角の年金相談センター福島の利用促進のため、ラジオＣＭ（ラジオ福島、エフエムポコ）、リビング新聞広告掲載の広報を行った。また、新規年金相談員養成のためグループ研修、年金相談実務者研修を行う。年金相談員養成のため街角センターにおける相談実習を行っている。
・ 6月18日、年更、算定を前に電子申請の利用促進のため業務ソフト業者の協力を得て会員研修会を行った。
・ 中小企業支援事業「福島県最低賃金総合相談支援センター」について、4月9日に福島労働局と委託契約書を締結、同日からセンターを開設した。
・ 連合会総会、被災者支援無料相談会、経営労務監査事業、ＡＤＲ、相談所、地協、各士業、委員会の活動その他　省略

審議事項

１．　東日本大震災、原発事故からの復興支援等今後の支援活動等について（会則第34条第2号）

避難11市町村に対し、平成23年度の被災者支援事業の報告（御礼）と今年度被災者支援活動実施への協力依頼を行う。

具体的な被災者支援並びに被災中小企業支援取り組みについては、各支部において各地域の実情に応じ具体化し、県会もこれと一体的に活動（無料相談会等の被災者支援、中小企業の復興支援）を行う。それらの支援活動をもとに連合会に必要な援助を要請する。

２．　今年度の事業の執行について（会則第34条第2号）

総会で承認された事業計画に基づき積極的に執行する。事業計画の全面的な推進と共に次の点を承認、検討した。

研修・資質向上について

・ 県会研修会について、昨年度は震災の影響で福島市での開催となったが、参加率の向上を図るため、郡山市など開催場所について考慮する。
・ 地協主催３号業務研修会について、福島県会が担当となるため、2日間の研修テーマ、カリキュラムについては、会員の要望等をもとに検討する。

・ 自主研究会「障害年金ワーキングチーム」からの申請について、要綱に基づき支援を決定した。

経営労務、労働条件審査について

・ 昨年度実施した県社協の労働条件審査・診断をもとに、更に精査したチェック項目等を県会ホームページ「会員サイト」にて会員に公開する。また、県社協の労働条件審査を今年度も実施するとともに、「労働条件審査・診断」を希望する会員を対象に秋以降、マニュアルの内容並びに適切に活用できるよう研修会を行う。

・ 地方自治体への「労働条件審査・診断」導入の申入れについては、政連と連携を図り進める。

ＡＤＲセンターについて

・ ＡＤＲセンターの利用促進を図り、かつ震災復興支援として、申立費用（10,500円）及び手続費用（相手方5,250円）について、本理事会（平成24年7月13日）から平成26年7月12日までの2年間無料とする。また、あっせん委員候補者等の研修も行う。

年金・労働総合相談所について

・ 相談内容が複雑・高度化してきているので、適切に対応できるよう事例研修等、相談員スキルアップのための研修を行う。また、9月6日に中小企業の総務・人事担当者及び定年を控えた人を対象に「退職セミナー」を福島市で開催する。相談所及び街角センターの広報・周知に努め、相談者の増加を図る。

成年後見制度について

・ 委員会を早期に設置する。各支部から成年後見制度に関して熱意と感心のある会員1名の推薦を得て委員会を構成する。

高校生支援セミナーについて

・ 高校の先生、講師、総務委員で意見の交換を行い、その内容をまとめ（報告書）、来年度以降の活動に反映していく。

国土交通省の建設企業の社会保険加入促進に係わる協力について

・ この事業に協力できる会員の募集及びリスト等については、県会ホームページを活用するため会員検索項目を追加する方向で検討する。

広報活動について

・ 予算の範囲内で県会ホームページの充実に努める。

その他　　本年度各事業の推進を急ぐ。

３．　委託事業の実施について（会則第34条第2号）

（1）　県社協の「労働条件審査・診断事業」

・ 昨年度実施の法人施設のうち、希望する法人施設（7法人）のフォローアップ診断を当該施設担当の実施責任者を中心に行う。

・ 県社協の労務管理Ｑ＆Ａの作成、施設職員の研修会の講師依頼について対応する。

・ 今年度の「労働条件審査・診断事業」は、昨年同様10法人施設を上限として行う。

会員から新たに実施者を募り、研修を行い事業にあたる。

(2)　街角の年金相談センター福島、年金事務所窓口相談業務

・ マスコミ等の媒体によって広報に努め、市民や会員の利用促進を図る。
また、当該地域の会員にも利用の協力を求めていく。

・ 街角センター及び年金事務所における窓口相談業務を多くの会員ができるように積極的に年金相談員の養成を図る。

(3)　中小企業支援事業（福島県最低賃金総合相談センター）

・ センターに於ける相談活動並びに専門家派遣の活動を計画に基づき促進を図る。

・ 中小企業支援事業として「経営改善・労務管理セミナー」を7月23日コラッセふくしま、9月7日いわき市ＬＡＴＯＶにおいて開催する。

４．　会費の減免等について（会則第34条第3号）

新規並びに継続等4名の会員の会費減免申請について、会費減免規程及び東日本大震災による会費減免基準に基づき検討し、平成24年度会費の減免を承認した。

５．　総会の総括について（会則第34条第7号）

総会の席上意見として出された総会前段の「セレモニー、来賓の扱い」について理事会として検討した結果、他士業の状況、総会の運営等も勘案し、これまでどおり総会次第の前段に行うことを確認した。

また、総会の開催場所については、郡山・福島の交互開催とする意見も出されたが、会員の意向が重要なので次回の総会で協議してもらうこととした。

６．　第８回特別研修について（会則第34条第2号）

理事会の責任において中央発信講座及びグループ研修を実施することを再確認し、久井理事を特別研修の実施・運営に関しての総括責任者とする。各日の実施責任者は、これまで同様、理事が分担してあたることとした。

７．　その他

(1)　中小企業団体中央会への協力

・ 「希望者全員65歳以上雇用確保達成事業」に係るセミナー講師の派遣依頼（34回程度）について協力することとした。

(2)　日本政策金融公庫が企画するセミナーへの参画について

・ セミナーの共催については、連合会の通知をもとに対応することとし、セミナーにおいては、各種助成金等の説明を行うこととする。

(3)　職員の給与等について

・ 常任理事会に一任とした。

福島社発第　１１４　号
平成２４年　８月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

高等学校における「高校生支援セミナー」講師の募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高等学校における「高校生支援セミナー」については、総会の決定により今年度も県立高校及び私立高校に対し実施することとし、別紙のとおり福島県教育庁に８月末日までに希望校のとりまとめの要請を行いました。

各学校には、事前にセミナーの概略を送付のうえでセミナー希望申込みをいただきますが、学校側の事情もあることから開催時期や時間、対象学年等について県会から制限をしておりませんので、できる範囲内で学校からの要望に対応していくこととなります。

つきましては、当セミナーの講師について、下記の要領で募集いたしますので、申込書により 8 月 31 日（金）までにお申込ください。

なお、学校の割り振り等を行うための打合せ会議（9 月 6 日）を開催いたします。初めて講師を希望される会員の方は必ずご出席ください。

記

１．講演の内容　対　　象：県内の高等学校（20～25 校）の生徒
内　　容：① 社会保障制度のあらまし
② 仕事への理解と心構え
（その他、学校の要望によるもの）
時　　間：60～90 分程度（学校によって時間調整あり）
テキスト：基本的に県会統一テキスト、連合会作製サブテキストを活用
（学校要望の講演内容に沿ったものに変更・修正、個人作成可）

２．セミナー実施の日当　１校あたり５，０００円（旅費は実費）

３．申 込 締 切　平成 24 年 **8 月 31 日**（金）必着　（郵送、ＦＡＸ、メール可）

４．打合せ会議　　日　時　　平成 24 年 **9 月 6 日**（木）10：30～11：30
　　場　所　　コラッセふくしま　4F　小会議室 403
　　福島県福島市三河南町 1-20　TEL：024-525-4089

※ 講師を希望される方は、以下についてご了解のうえお申込ください。

・　このセミナーは、希望する高校が対象となるため、遠方へ行っていただくこともあります。（県会で地域の限定や選定は行っていません。）
・　**学校の事情により講演方法（場所・音響設備・設営）、実施できる時期、講演時間、対象学年、セミナー内容を一律とすることはできません**ので、事前に学校側との打合せを必ず行って実施してください。事前打合せの旅費等は県会で負担いたします。
　なお、高校担当者との事前打合せは、電話でも構いません。
・　実施日が決まったら速やかに県会にご連絡ください。（新聞社へ取材依頼を行います）
・　会報に掲載するためセミナーを実施しての感想等（原稿用紙 2 枚程度）をお願いする場合があります。予めご了承ください。

平成 24 年 8 月 31 日（金）必着

平成 24 年 8 月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX 024-534-5432　E-mail fukusha@green.con.ne.jp）

高等学校における「高校生支援セミナー」講師申込書

高等学校における講師に希望いたします。

9 月 6 日の打合せ会に
☐ 出席します
☐ 欠席します

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別 添 1

写

統 発 0 6 2 8 第 1 号
平成24年6月28日

全国社会保険労務士会連合会
会長　　金田　修　殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

平成２４年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力依頼について

厚生労働省が実施しております「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の１６大産業に属し、１～４人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の実態を明らかにするため、年１回（７月３１日現在について）実施しています。

調査は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域（別添「指定調査区市区町村名一覧」内にある地域）に所在するすべての事業所を８月～９月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数や主な生産品や事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者を１～４人雇用する事業所について特別調査を実施します。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、貴会会員の事業所に調査についてご周知願います。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「平成２４年 毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」、平成２３年調査結果（概況）及び特別調査イメージキャラクター「特ちゃん」のイラスト各１部を同封いたします。

なお、同封いたしました資料の電子ファイルをご利用頂ける場合は、メール又は電子媒体でお送り致しますので、お手数ですが担当あてご連絡をお願いいたします。

担当 厚生労働省　大臣官房統計情報部
雇用・賃金福祉統計課毎勤第一係　　本吉
TEL　03-5253-1111　（内線　7605）
E-mail　motoyoshi-kasumi@mhlw.go.jp

写

別添２

統発０７０５第３号
平成２４年７月５日

全国社会保険労務士会連合会
会長　金田修　殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を２種類に分け、常用労働者を常時３０人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、５～２９人を雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成２４年８～９月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査させていただきます。

次に、先の調査で明らかになった５～２９人を雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成２５年１月分から、原則として１８か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査させていただきます。この場合、平成２５年１月に統計調査員は調査依頼の訪問を、２月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力方格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」及び「まいきん」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

別紙１

新	旧
第１章　総則 第１節・第２節（略） 第３節　相談受付の範囲 相談者は、本人に限定されるものではありませんが、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者記録及び受給権者記録等の個人記録（以下「被保険者等の個人記録」といいます。）に基づく回答を必要とする相談は、プライバシーの保護を図るため、原則として本人（被保険者等の個人記録にかかる相談の対象者若しくは未支給年金、遺族年金または寡婦年金の受給権者となり得る者をいいます。以下同じです。）のみとしてください。 本人以外の者からの相談は、本人の署名・捺印入りの文書により本人から年金相談の代行を委任された者（以下「代理人」といいます。）または親権者、成年後見人、未成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び不在者財産管理人（以下「法定代理人」といいます。）であることが確認できた場合に相談に応じてください。 ただし、次のケースについては、これらの確認ができない場合でも相談に応じてください。 ①　本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等の２親等以内の親族及びその配偶者または同居の親族（以下「家族」といいます。）からの相談で、本人が障害者または施設（介護施設、療養機関）入所者で、相談することが困難であると認められる場合は相談に応じてください。 ②　施設・療養機関の職員からの相談で、本人が施設（介護施設、療養機関）入所者で相談することが困難であると認められる場合は、家族から文書による相談依頼が施設・療養機関の職員に対してあるか、家族が本人に代わって相談することができない以下の状況が申立書または聞き取りにより確認できた場合に相談に応じてください。 ア　家族がいないか、または家族がいることが確認できない場合 イ　家族の所在が不明である場合 ウ　家族が本人に代わって相談することについて、家族の協力が得られない場合 ※　「聞き取り」の場合は、年金相談・手続受付票（以下「来訪受付票」といいます。）に記載してください。 ③　家族が日本年金機構から本人宛に送付された通知書等を持参している場合であって、相談内容がその通知書等の記載内容に関する相談のみである場合は相談に応じてください。 （以下略）	第１章　総則 第１節・第２節（略） 第３節　相談受付の範囲 相談者は、特に限定されるものではありませんが、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者記録及び受給権者記録等の個人記録（以下「被保険者等の個人記録」といいます。）に基づく回答を必要とする相談は、プライバシーの保護を図るため、原則として本人（被保険者等の個人記録にかかる相談の対象者をいいます。以下同じです。）のみとしてください。 本人以外の者からの相談は、本人の署名・捺印入りの文書により本人から年金相談の代行を委任されたことの明らかな者（以下「代理人」といいます。）に限って行ってください。 この場合、代理人が本人の配偶者、子、父母または同居の親族等（以下「家族」といいます。）で、かつ、本人が身体の障害により相談を受けることが困難であると認められる場合に限り、委任された文書の提示がなくとも相談に応じてください。 （以下略）

新	旧
1　受付 (1)　夫婦等で同じ相談ブースで相談を希望する場合は、受付番号は１枚だけお渡しします。 (2)　「来訪受付票」は、相談する被保険者等の人数分記入していただきます。 (3)　相談者が高齢等のため来訪受付票の記入が困難なときは、受付担当者または相談対応職員が所定の事項を聴取して代書します。 (4)　相談者が代理人であるときは、次の事項の記載があり、かつ本人の署名・捺印のある委任状（以下「委任状」といいます。）を提示（委任内容が完結する場合には提出）していただきます。 ①　本人の年金手帳の基礎年金番号または年金証書の基礎年金番号・年金コード ②　本人の氏名、生年月日及び住所 ③　委任する相談の内容 ④　代理人の氏名、住所及び本人との関係 (5)　相談者が次に該当する場合は、委任状の提示は必要ありません。 ①　本人の家族で、本人が障害者または施設（介護施設、療養機関）入所者であり、相談することが困難と認められるとき。 ②　施設・療養機関の職員で、本人が施設（介護施設、療養機関）入所者であり、相談することが困難であると認められるとき。 ③　本人の家族が日本年金機構から本人宛に送付された通知書等を持参している場合であって、相談内容がその通知書等の記載内容に関する相談のみであるとき。 ④　財産管理を行う成年後見人等の法定代理人からの相談（年金請求、各種届出を含みます。）であるとき。	1　受付 (1)　夫婦等で同じ相談ブースで相談を希望する場合は、受付番号は１枚だけお渡しします。 (2)　「来訪受付票」は、相談する被保険者等の人数分記入していただきます。 (3)　相談者が高齢等のため来訪受付票の記入が困難なときは、受付担当者または相談対応職員が所定の事項を聴取して代書します。 (4)　相談者が代理人であるときは、次の事項の記載があり、かつ本人の署名・捺印のある委任状（以下「委任状」といいます。）を提示（委任内容が完結する場合には提出）していただきます。 委任内容が概ね１ヶ月以上の期間を経過しているときは、新たな委任状の提示を求めてください。 なお、代理人が本人の家族で、本人が身体の障害により相談することが困難であると認められるときは、委任状の提示は不要です。 また、相談者が成年後見人であるときも委任状の提示は不要ですが、法務局の「登記事項証明書」（「裁判所の審判書の写し＋確定証明書」に代えることもできます。年金相談においては、いずれも交付日から３ヶ月以内であることが望ましいとされているため、年金相談においても同様の取扱いとしてください。）等の身分を明らかにできるものを提示していただきます。 ①　本人の年金手帳の基礎年金番号または年金証書の基礎年金番号・年金コード ②　本人の氏名、生年月日及び住所 ③　委任する相談の内容 ④　代理人の氏名、住所及び本人との関係

新	旧
（注１）　認知症の高齢者等で本人の意向を十分に確認できない場合は、電話等で家族の意向を確認するか、成年後見人等及び日常生活支援事業を実施している市区町村社会福祉協議会の職員の同行や代理、地域包括支援センターへの相談等について助言するなど、特別な配慮をもって適切に対応してください。 （注２）　社会保険労務士については、本人が行う申請及び各種届等（以下「申請等」といいます。）に関し、以下の提出代行や事務代理ができます。ほとんどのケースは委任状が提示されますが、当該申請等の所定の様式に提出代行者または事務代理者の表示があり、社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名がある場合は、委任状の提示は必要ありません。 なお、年金請求書の提出と同時に年金記録の交付や年金額試算を求められる場合は、原則として委任状の提示が必要となります。ただし、年金記録の交付・年金額試算それぞれの申請様式（任意作成したもので可）に事務代理者の表示をしたものを提出すれば、委任状の提示は必要ありません。 ➢　提出代行 申請等の書類を提出するまでの行為（機構への説明、質問回答、提出書類に必要な補正等）ができる。なお、提出代行者であることは、申請等の所定の様式に「提出代行者」の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。 ➢　事務代理 申請等、審査請求、異議申立及び調査若しくは処分に関する主張または陳述等の行為ができる。なお、事務代理者であることは、委任状または契約書の提示若しくは申請等の所定の様式に「事務代理者」の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。 （以下略）	(5)　認知症の高齢者等については、特別な配慮をもって相談対応を行ってください。ただし、本人の意向を十分に確認できない場合は、電話等で家族の意向を確認するか、成年後見人等及び日常生活支援事業を実施している市区町村社会福祉協議会の職員の同行や代理、地域包括支援センターへの相談等について助言するなど適切に対応してください。 （以下略）
第２節・第３節（略）	第２節・第３節（略）
第４節　相談者の確認等 被保険者等の個人記録に基づく回答を必要とする相談者については、当該相談者が本人または本人の真正な委任を受けた代理人若しくは相談者が家族等であることを、次により確認します。 １　本人である場合（略） 【一般的な証明書の例】（略）	第４節　相談者の確認 被保険者等の個人記録に基づく回答を必要とする相談者については、当該相談者が本人または本人の真正な委任を受けた代理人であることを、次により確認します。 １　相談者が本人であることの確認（略） 【一般的な証明書の例】（略）

新	旧
2　本人の家族等（法定代理人を除きます。）である場合 (1)　委任状がある場合 相談者が持参している委任状、相談者の身分証明書により確認してください。 視覚障害者については、相談者が持参している代筆の委任状を確認後、電話にて本人の意向を確認したうえで、相談に応じてください。 (2)　委任状を必要としない（作成できない）場合 ①　通知書等の記載内容に関する相談のみの場合 相談者の身分証明書及び申立てにより、家族であることを確認してください。なお、可能な限り、本人及び家族の氏名、生年月日及び住所についてWM画面に照写される記録と突合を行ってください。 ②　本人が来所できない場合 相談者の身分証明書及び本人との関係に関する申立により、家族または施設・療養機関の職員であることを確認するとともに、心身に障害がある者か、施設入所者であるかを以下により確認してください。 ア　心身に障害がある者 身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳等 イ　施設入所者 介護施設・療養機関に入所中の場合には、施設長の証明（写し可）及び家族からの相談依頼文書、申立書または聞き取り（本人に代わって家族が相談することができない状況）	2　相談者が本人の家族であることの確認 相談者が持参している委任状及び相談者の身分証明書により行います。 ただし、委任状を持参していない場合であっても、本人が身体の障害により相談をするために来所することが困難な理由があるときは、身体障害者手帳、要介護認定の通知書または精神障害者保健福祉手帳等、施設・療養機関に入所中の場合には、施設長の証明（写し可）を提示させることにより確認するとともに、本人の年金手帳等及び家族であることを証明できる書類を提示していただき、確認したうえで相談に応じてください。 なお、受給権者の家族から各種証明書等の交付（再交付を含みます。以下「各種証明書等の交付」といいます。）申請の場合であって、委任状及び本人の年金手帳等を持参していないときは、来訪受付票に記載されている事項と窓口装置に照写される記録等を突合して確認します。 視覚障害者については、相談者が持参している代筆の委任状を確認後、電話にて本人の意向を確認したうえで、相談に応じてください。
3　代理人（家族、法定代理人を除きます。）である場合 相談者が持参している委任状及び相談者の身分証明書により確認してください。 なお、相談者が受託社会保険労務士で、身分証明書を持参していない場合は、全国社会保険労務士会連合会が発行した社会保険労務士証票（写真付きのもの）、前記証票の持参がない場合または証票に貼付された写真が古い等の理由により本人確認が困難な場合は、都道府県社会保険労務士会が発行した会員証または職員証明書（写真付きのもの）により確認することも可能です。	3　相談者が代理人（家族を除く）であることの確認 相談者が持参している委任状及び相談者の身分証明書により行います。 また、受託社会保険労務士で、身分証明書を持参していない場合は、全国社会保険労務士会連合会が発行した社会保険労務士証票（写真付きのもの）、前記証票の持参がない場合または証票に貼付された写真が古い等の理由により本人確認が困難な場合は、都道府県社会保険労務士会が発行した会員証または職員証明書（写真付きのもの）により確認することも可能です。 なお、被保険者記録の情報提供に限り、施設・療養機関入所者で家族による相談が困難な場合には、施設・療養機関の職員についても、身分証明書を確認したうえで家族と同様の取扱いとしてください。

新	旧
４　法定代理人である場合 　相談者の本人確認は身分証明書等により確認（本人の場合の確認に準じる）し、法定代理人であることを次の書類により確認してください。 (1)　親権者、成年後見人、未成年後見人または不在者財産管理人である場合 ①　親権者については、「戸籍謄本」により確認してください。 ②　成年後見人、未成年後見人または不在者財産管理人については、法務局の「登記事項証明書」または「裁判所の審判書の写し＋確定証明書」（いずれも交付日から６ヶ月以内であること。以下同じです。）により確認してください。ただし、受給権者原簿記録により、成年後見人等であることが確認できる場合は、「登記事項証明書」または「裁判所の審判書の写し＋確定証明書」の提示は不要です。 (2)　保佐人、補助人または任意後見人である場合 　上記(1)の法定代理人とは異なり、申立ての範囲内で家庭裁判所が認める特定の法律行為の代理権が付与されるため、「登記事項証明書」または「裁判所の審判書の写し＋確定証明書」により財産管理に関する代理権があるか確認してください。ただし、受給権者原簿記録により、保佐人等であることが確認できる場合は、「登記事項証明書」または「裁判所の審判書の写し＋確定証明書」の提示は不要です。	４　相談者が成年後見人であることの確認 　法務局の「登記事項証明書」（「裁判所の審判書の写し＋確定証明書」に代えることもできます。年金相談においては、いずれも交付日から３ヶ月以内であることが望ましいとされているため、年金相談においても同様の取扱いとしてください。）等の身分を明らかにできるものにより行います。 　ただし、受給権者原簿記録により、成年後見人であることが確認できる場合は、登記事項証明書の提示は不要です。
５（略）	５（略）
第５節（略）	第５節（略）
第６節　回答 　回答は、真摯な態度で、相談者の理解が得られるよう、また誤解を招かないように分かりやすい言葉で簡潔に説明するよう心がけます。 　回答にあたっては「年金相談マニュアル制度編」及び「年金相談マニュアル相談事例編」等を参照し、さらに次の方法により処理を行ってください。	第６節　回答 　回答は、真摯な態度で、相談者の理解が得られるよう、また誤解を招かないように分かりやすい言葉で簡潔に説明するよう心がけます。 　回答にあたっては「年金相談マニュアル制度編」及び「年金相談マニュアル相談事例編」等を参照し、さらに次の方法により処理を行ってください。
１～５（略）	１～５（略）
６　委任状を持参していない家族が、日本年金機構から本人宛に送付された通知書等	

新	旧
を持参している場合は、その通知書等の記載内容に関する相談のみである場合は相談に応じてください。 　通知書等に記載のない事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数、標準報酬月額等の被保険者記録に関することや、年金額、支払額、受取先金融機関等の受給権者記録に関することについては、回答することはできません。 7　本人が施設・療養機関入所者で家族による相談が困難な場合であって、相談者が施設・療養機関の職員の場合は、被保険者記録の情報提供に限り、回答してください。 （以下略）	（以下略）